

事 務 連 絡  
令和 7 年 2 月 27 日

各 検疫所 御中

健康・生活衛生局食品監視安全課

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示及び  
食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが  
明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する告示につ  
いて」の一部訂正について

今般、標記について、消費者庁次長から、別添のとおり各都道府県知事等宛  
てに通知されましたので送付いたします。

関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計  
らいをお願いします。

消食基第 140 号  
令和 7 年 2 月 21 日

厚生労働省健康・生活衛生局  
食品監視安全課長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長  
( 公 印 省 略 )

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示及び  
食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが  
明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する告示につい  
て」の一部訂正について

令和 7 年 2 月 10 日付け消食基第 83 号消費者庁食品衛生基準審査課長通知「食  
品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示及び食品衛生法第 13 条第 3 項の規  
定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理  
大臣が定める物質の一部を改正する告示について」の別添の各都道府県知事等宛  
て通知の一部に誤りがあり、その内容について別添のとおり通知しましたので、  
御了知いただくとともに、関係者への周知等をお願いします。

消食基第137号  
令和7年2月21日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長  
(公印省略)

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示及び  
食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが  
明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する告示につい  
て」の一部訂正について

令和7年2月10日付け消食基第70号消費者庁次長通知「食品、添加物等の規格  
基準の一部を改正する告示及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を  
損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の  
一部を改正する告示について」の別紙の一部に誤りがありましたので、下記のと  
おり訂正します。

つきましては、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がない  
ようお取り計らいをお願いします。

記

箇所	正	誤
動物用医薬品スルフィソゾール（合成 抗菌剤）の食品名	魚介類（その他の 魚類に限る。）	その他の魚介類 （その他の魚類に 限る。）

動物用医薬品スルフィソゾール（合成抗菌剤）

食品名	残留基準値 <sup>※</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.1	0.1
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.1	0.1
魚介類（その他の魚類に限る。）	0.1	0.1

\* 本剤は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

\* 今改正による基準値の変更はないが、成分規格の7に規定する基準値を削除し、成分規格の6に新たに基準値を設定する。